

罹 災 証 明 申 請 書

記載例

大分市長

殿

令和

7 年

11 月

1 日

申請者 (世帯主)	住 所 大分市荷揚町3番45号	電話番号 090-0000-0000
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) おおいた いちろう 氏 名 大分 一郎	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所 大分市荷揚町3番45号	電話番号 090-0000-0000
	(ふりがな) おおいた はなこ 氏 名 大分 花子	申請者との関係 長女

罹災原因	令和7年 11 月 1 日の 地震 による
------	-----------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	大分市荷揚町2番31号
--	-------------

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (□床上 □床下) ☒ その他被害(以下に記入) 地震により天井が崩落、建物が傾き住めなくなった。
-------	--

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の 所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☒ 確認しました
--------------------------	---

写真等による 被害区分の 判定(※)	☐ 希望する(写真等を添付) ☒ 希望しない
--------------------------	--

※次の場合には、現地調査を省略し、写真等により被害区分を判定することが可能です。写真等による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。)

※添付された写真等から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真等による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

申請区分	☒ 新規申請 ☐ 再交付申請
------	---